

[表] 2017年度 家庭用品などによる健康被害の報告件数
(上位10品目および総数)

皮膚障害		小児の誤飲事故		吸入事故など	
装飾品	41 (43.6%)	たばこ	147 (23.0%)	洗浄剤(住宅用・家具用)	269 (20.7%)
ゴム・ビニール手袋	10 (10.6%)	医薬品・医薬部外品	92 (14.4%)	殺虫剤	255 (19.6%)
ベルト	7 (7.4%)	食品類	72 (11.3%)	漂白剤	146 (11.2%)
下着	5 (5.3%)	プラスチック製品	63 (9.8%)	防水スプレー	98 (7.6%)
めがね、時計(同数)	4 (4.3%)	玩具	61 (9.5%)	芳香・消臭・脱臭剤	69 (5.3%)
アイラッシュカラー [*] 履き物(革靴・運動靴を除く) スポーツ用品(同数)	2 (2.1%)	家庭用品その他	38 (5.9%)	除菌剤	58 (4.5%)
		金属製品	27 (4.2%)	園芸用殺虫・殺菌剤	55 (4.2%)
		電池	22 (3.4%)	洗剤(洗濯用・台所用)	31 (2.4%)
		洗剤類、化粧品(同数)	14 (2.2%)	除草剤	23 (1.8%)
				消火剤	22 (1.7%)
総 数	94 (100%)	総 数	640 (100%)	総 数	1,298 (100%)

*目を美しく見せるために、まつげを上向きにそらせる美容器具。

2018年度版

家庭用品による 健康被害を防ぐために

—実際に起きた健康被害事例とその対処法—



●化学物質安全対策室のホームページ【厚生労働省】

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikaku/kagaku/index.html>

●子どもに安全をプレゼントー事故防止支援サイト【国立保健医療科学院】

<http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/index.html>

●家庭用品等による急性中毒などの情報【公益財団法人 日本中毒情報センター】

<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>



厚生労働省医薬・生活衛生局

医薬品審査管理課化学物質安全対策室

はじめに

厚生労働省では、医療機関(皮膚科・小児科)および公益財団法人 日本中毒情報センターの協力を得て、家庭用品などによる健康被害情報を収集し、「家庭用品等に係る健康被害 病院モニター報告」を毎年度取りまとめています。

2017年度の報告では、装飾品、ゴム・ビニール手袋などによる皮膚障害、たばこ、医薬品・医薬部外品などの子どもの誤飲事故および洗浄剤、殺虫剤などの吸入事故などによる健康被害について、ほぼ例年と同じ発生傾向でしたが、引き続き不適切な使用や保管による事例が報告されています。

家庭用品などを正しく安全にお使いいただくために、2017年度の報告内容を中心に、専門家が分析した主な留意点を以下にまとめました。

※報告書本文では詳細な事故事例を紹介していますので、併せて「2017年度 家庭用品等に係る健康被害 病院モニター報告」もご覧ください。なお本書の「報告事例ピックアップ」は報告書本文で挙げられた事例を一部抜粋・改変した物です。

1

家庭用品などによる皮膚障害

(1) 結果の概要

- 皮膚障害の原因となった主な家庭用品などの種類は、**装飾品、ゴム・ビニール手袋、ベルト、下着、めがね、時計**でした（裏表紙【表】参照）。
- 皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎と刺激性接触皮膚炎が大半でした。
- パッチテストの結果では、アクセサリーやベルトのバックルなどによく使用される**ニッケル、金**にアレルギー反応を示した例が多く見られました。

家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因家庭用品との接触によって発生する場合がほとんどです。

家庭用品を使用して、接触部位にかゆみ、湿疹などの症状が出た場合には、原因と考えられる家庭用品の使用は極力避け、症状が改善しない場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

また、日頃から自己の体质を認識し、製品の素材や成分について注意を払うことが大切です。



(2) 報告事例ピックアップ

洗浄剤(住宅用・家具用)

扉を少し開けた状態の浴室で、スプレータイプの塩素系カビ取り剤を3本使用し、30分間掃除した。気分が悪くなり、嘔吐、頭痛、意識障害などの症状が現れた（66歳女性）

▶ 使用上の注意をよく読み、使用方法、用量を守って使いましょう。



殺虫剤

玄関に置いていたワンプッシュ式の不快害虫用の殺虫剤を、子どもが自分の顔に向けて2回噴射した。（2歳男児）

▶ 使用しないときは小児の手の届かない場所に置きましょう。



漂白剤

台所でまな板に布をかけ、塩素系漂白剤の原液70mL程度をかけてつけ置きました。その間、部屋を行き来しながら合わせて5分程度その場で吸いました。換気せず、マスクもしていませんでした。（68歳女性）

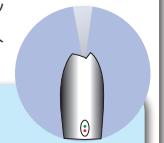
▶ 使用上の注意をよく読み、使用方法、用量を守って使いましょう。



芳香・消臭・脱臭剤

話をしながら物を取るためかがんだところ、自動噴射型エアゾールのセンサーが反応して薬剤が噴射された。顔にかかり、眼や口に入った。（40歳女性）

▶ 自動噴射するタイプの芳香剤などの置き場所には注意しましょう。眼に入ったときは、眼をよく洗いましょう。それでも異常があるときは早めに医療機関を受診しましょう。



注目! 置き型のワンプッシュ式蚊取りの使い方に注意

- 使用前に取扱説明書をよく読み、噴射する前に、噴射の方向をよく確認しましょう。
- 子どもが一人で使用しないように注意しましょう。また、使用しないときは誤噴射防止ロックを「LOCK」の位置にして、子どもの手の届かない場所に置きましょう。
※ 独立行政法人 国民生活センター 発表資料
http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20140807_1.pdf

注目! 洗濯用パック型液体洗剤に気をつけて!

- 洗剤は子どもの手の届くところには置かないようにしましょう。
- 洗剤を使用後は、必ずフタをしっかりと閉めて、決まった置き場所にすぐ戻すよう習慣づけましょう。
- パック型洗剤は水に濡れるとパックが溶けて中の洗剤が出てくる仕組みになっています。普段は濡らさないように、気を付けましょう。
※ 消費者庁、独立行政法人 国民生活センター 発表資料
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150318kouhyou_1.pdf

3 家庭用品などによる吸入事故など

(1) 結果の概要

- 吸入事故などの原因となった主な家庭用品などの種類は、**洗浄剤（住宅用・家具用）**、**殺虫剤**、**漂白剤**、**防水スプレー**でした（裏表紙〔表〕参照）。
- 年齢別では、**9歳以下の子ども**が最も多く4割程度でした。
- 製品の形態は、**スプレー式**の製品、**液体**の製品が大半でした。



使用方法や製品の特性について正確に把握していれば、事故の発生を防ぐことができた事例や、わずかな注意で防ぐことができた事例も多数ありました。

製品の使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法を守りましょう。

事故が発生した場合は、症状の有無に関わらず、公益財団法人 日本中毒情報センターに問い合わせて*、必要に応じて医療機関を受診しましょう。

*公益財団法人 日本中毒情報センター

大阪中毒110番 (TEL:072-727-2499) 365日 24時間
つくば中毒110番 (TEL:029-852-9999) 365日 9時~21時

注意!

まぜるな危険

- 塩素系の洗浄剤と酸性物質（酸性の洗浄剤、食酢など）との混合は、有毒なガス（塩素ガス、塩化水素ガス）が発生して非常に危険です。注意して使用しましょう。



注意!

靴用、衣類用防水スプレーにも注意

- 靴用、衣類用の製品による事故が多発しています。使用に当たっては、マスクを着用し、必ず風通しの良い屋外で使用し、周囲に人、特に子どもがいないことを確認してから、使用しましょう。
- 使用方法、用量などを守って、正しく使用しましょう。



(2) 報告事例ピックアップ

装飾品

1年ぶりにピアスを使用したところ、使用開始1週間後より、かゆみと皮疹が出現した（24歳女性）



▶ 体質に合わない製品は直ちに使用を中止し、早めに医療機関を受診しましょう。

ゴム・ビニール手袋

25歳頃からコンドーム、ゴム手袋をさわるとかゆくなる。（37歳女性）



▶ 体質に合わない製品は直ちに使用を中止し、症状が重い場合は早めに医療機関を受診しましょう。

下着

下着を着用後、毎日かゆみが強くなり、両足の上部が赤くなった。（56歳女性）



▶ 体質に合わない製品は直ちに使用を中止し、症状が重い場合は早めに医療機関を受診しましょう。アレルギー体質の方は、以前症状が出た素材と別の素材の製品を使いましょう。

めがね

メガネを着用したところ耳のかゆみが現れ、皮膚がジュクジュクしてきた。耳の後ろに紅斑が見られる。（42歳男性）



▶ 症状がみられたときには、原因と思われる製品を使うのをやめて、早めに医療機関を受診しましょう。

時計

1年前より腕時計の周囲の皮膚がかぶれるようになった。近くの病院で外用薬を処方してもらい、腕時計の装着をやめたら改善した。（26歳女性）



▶ 症状が出たら原因と思われる製品を使うのをやめ、他の製品を使うときは金属以外のものにしましょう。また、金属製品でなくても、例えば革製のバンドの成分として金属が含まれていることがあるため、製品を使用してみて症状が出る場合は直ちに使用を中止しましょう。

2 家庭用品などによる子どもの誤飲事故

(1) 結果の概要

- 誤飲事故の原因となった主な製品は、たばこ、医薬品・医薬部外品、食品類、プラスチック製品、玩具でした（裏表紙〔表〕参照）。
- 年齢別では、6~11か月が最も多く、次いで12~17か月でした。
- 入院などを要した事例が散見されました。

事故は家族が小児に注意を払っていても発生します。小児のいる家庭では、小児の目に付くところや手の届く範囲には、小児の誤飲しうる大きさのものは置かないようにしましょう。また、小児が誤飲したときは、早めに医療機関を受診しましょう。その際に製品パッケージなど誤飲物の詳細が分かる物がある場合は持参しましょう。



注意!

誤飲時に注意が必要なもの

たばこ → ニコチン中毒のおそれがあります。
誤飲時は飲料を飲まないようにしましょう。

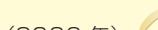


医薬品等 → 薬理作用で思わぬ健康被害のおそれがあります。

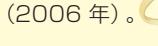


電池 → 消化管に穴があくおそれがあります。

磁石 → 複数個誤飲したときに、消化管に穴があくおそれがあります。



装飾品 → 海外では、鉛中毒で亡くなった事例がありました（2006年）。



これらを誤飲したことがわかったときは、早めに医療機関を受診しましょう。

注目!

子どもによる医薬品の誤飲事故に注意！

- 子どもの手の届かない、見えない所に保管しましょう。
- 服用後はそのまま放置せず、元の安全な場所に片付けましょう。
- 医薬品は特にリスクが高いので、細心の注意を払いましょう。
- 子どもが医薬品を誤飲した場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

※ 消費者庁（消費者安全調査委員会）発表資料
消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書

子供による医薬品誤飲事故

http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_007/pdf/7_honbun.pdf

(2) 報告事例ピックアップ

たばこ

灰皿の中の吸い殻を食べた。食べた量は不明。（8ヶ月男児）

- ▷ 子どもの手の届く場所にたばこを置かないようにしましょう。また、子どもが誤飲したときは、早めに医療機関を受診しましょう。



医薬品

父親がベッドで寝ていたところ、枕を振る音がしたため見に行つたところ、子どもが市販薬の錠剤を食べていた。最高で50錠を食べた可能性がある。（3歳3ヶ月女児）

- ▷ 子どもがふつう、取り出せないと思われる場所にしまっていても誤飲が起こっているので、家庭内にある薬はよく注意して保管・管理しましょう。



プラスチック製品

スプーンの包みのビニールがかじられて、欠けているところを見ついた。その後、咳と嘔吐が見られた。（9ヶ月女児）

- ▷ 早めに医療機関を受診しましょう。



金属製品

母親の耳に男児がかぶりつき、その後、ピアスが無くなっていることに気がついた。（11ヶ月女児）

- ▷ 早めに医療機関を受診しましょう。



玩具

男児がおもちゃで1人遊びをしていたところ、父親のところに「飲みこんだ」と言いに来た。腹痛の訴えがあつたため受診した。目を離していたので、気づかなかった。（4歳8ヶ月男児）



- ▷ 子どもに玩具を与えるときは対象年齢にあったものを与えましょう。
また、子どもが誤飲したときは、早めに医療機関を受診しましょう。

注目!

小さな磁石(マグネット)の誤飲で手術！

- 磁石は、子どもの手が届かないところに置きましょう。
- 磁石を誤飲したと思われる場合には、速やかに医療機関を受診しましょう。
- 無くなったり、外れたりした磁石がないか、玩具や部屋を定期的にチェックしましょう。

※ 独立行政法人 国民生活センター 発表資料

http://www.kokusen.go.jp/test/data/s_test/n-20180419_1.html